沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（外国人介護人材受入施設等環境整備事業）補助金実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（外国人介護人材受入施設等環境整備事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条　外国人介護人材を介護職として受入れる介護施設等が行う、外国人介護人材（特定技能１号（介護）及び技能実習（介護）に限る。以下「外国人介護職員」という。）へのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得に向けた学習支援、生活支援に対して補助することにより、外国人介護職員の円滑な就労・定着を促進する。

（事業概要）

第３条　沖縄県内の介護保険法に基づく介護サービス事業所等を運営する法人等（以下、「法人等」という。）が、外国人介護職員を受入れるために行う下記の環境整備に要する経費の一部を補助する。

(1)　補助対象事業

ア　外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

(ｱ)　外国人介護職員用の介護業務マニュアルの作成及び翻訳に必要な経費

(ｲ)　多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費

(ｳ)　外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費

(ｴ)　外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費

(ｵ)　コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費

(ｶ)　その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要な経費

イ　外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

(ｱ)　外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習の受講、日本語講師による教育に必要な経費

(ｲ)　その他、外国人介護職員が介護福祉士の資格取得をするために必要な経費

ウ　外国人介護職員の生活支援に必要な取組

(ｱ)　孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費

(ｲ)　地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費

(ｳ)　雇用開始から１年以内の外国人介護職員の入居するアパートの借上料（以下、「住居費」とする。）

ａ　当該年度に、１事業所あたり 50,000 円（消費税を含む。）以上、住居費以外の事業内容を実施する場合に限り、住居費を申請できるものとする。

ｂ　対象となる住居費は、外国人介護職員の居住に係る賃借料とし、賃借料の額から外国人介護職員が負担する額を除いた額(上限 30,000 円/月・人）を対象とする。ただし、法人及び役員並びにその親族が所有する住居に入居させる場合は対象としない。

ｃ　対象期間は、申請する日の属する年度の４月１日から３月 31 日までのうち、雇用期間（雇用開始から１年以内に限る。）と住居への居住が重なる期間とする。ただし、１月に満たない月は対象外とする。

(ｴ)　その他外国人介護職員の生活支援に必要な経費

(2)　補助対象期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の４月１日から３月 31 日までとする。

(3)　補助対象経費

別表１の補助対象経費欄に掲げる経費とする。

(4)　補助対象外経費

ア　他の法律等に基づく補助または負担を受けている経費

イ　その他、適当でないと判断した経費

(補助額の算出方法)

第 4 条　この補助金の補助額は、補助基準額と別表１に定める対象経費の実支出額の合計とを比較して少ないほうの額に補助率を乗じた額とする。ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条　補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、様式１に定める交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条　知事は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し通知するものとする。

（補助金の交付条件）
第7条　この補助金の交付の決定については、次の条件を附すものとする。
(1)　補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
(2)　補助事業を中止し又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
(4)　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
(5)　補助事業者は、この補助金の交付を受けた対象経費に対して、他の法律等に基づく補助又は負担を受けてはならない。

（補助金の交付決定の取消し）
第8条　知事は、補助事業者が前条の規定のいずれかに違反した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して返還を命ずるものとする。

（補助金の変更等）
第9条　補助事業者は、補助事業内容を変更する又は事業を中止し、若しくは廃止する場合は、様式２に定める変更（廃止）申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（実績報告）
第10条　補助事業者は、補助事業が完了した日（第９条により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた年度の３月31日のいずれか早い期日までに、様式３に定める実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）
第11条　知事は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）
第12条　補助事業者が額の確定通知を受けたときは、様式４に定める補助金交

付請求書を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（立入検査）

第 13 条　知事は、予算の執行の適正を期するために、補助事業者に対して、必要な報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿及び証拠書類を検査させることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第 14 条　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式５により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（暴力団の排除）

第 15 条　次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

⑴　自己又は自社の役員等(役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するもの。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ　暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ　暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ　暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

⑵　暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

（その他）

第 16 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）
　この要綱は、令和６年10月４日から施行する。

附　則

（施行期日）
　この要綱は、令和７年６月２日から施行する。

附　則

（施行期日）
　この要綱は、令和８年５月26日から施行する。

別表１

対象経費	補助基準額	補助率	備　考
1　外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組 報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品、教材費）、備品購入費、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、負担金、その他知事が必要と認める経費 ２　外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品、教材費）使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、負担金、その他知事が必要と認める経費 3.外国人介護職員の生活支援に必要な取組 報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品、教材費）、備品購入費、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、負担金、報酬、賃金、その他知事が必要と認める経費	１施設あたり 300,000 円	2/3	補助基準額と対象経費の実支出額の合計とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 １施設あたり （補助上限額）　200,000 円